

2019年7月25日
長島・大野・常松法律事務所
調査チーム

情報提供窓口設置のお知らせ

先般、神戸市の外郭団体等の一つである神戸新交通株式会社において、特定の職員への便宜供与を疑わせる貸付金制度や給与の不正支給等の不適切行為の存在が発覚しました（当該発覚した事案を以下では「神戸新交通事案」といいます。）。市民・市会からは、神戸市のその他の外郭団体等において、神戸新交通事案と同様の不適切行為又はその他の不正行為等が行われている可能性を懸念する声が寄せられていることから、2019年6月12日、神戸市長は、市民・市会からの疑念・不信を払拭し、神戸市の外郭団体等の信頼回復のために、各外郭団体等に対し、外部調査の実施を要請しました。

当事務所は、上記神戸市からの要請を受けた貴団体からの依頼に基づき、貴団体における神戸新交通事案と類似の不適切行為又はその他の不正行為等の有無、及び貴団体のガバナンス体制上の問題点等の検証を目的として、外部調査を実施しております。

このたび、当該外部調査の一環として、当事務所は、貴団体において未だ発覚していない不適切行為や不正行為等に関する情報を広く募ることを目的として、下記の情報提供窓口（以下「本件窓口」といいます。）を設置することにいたしました。つきましては、下記詳細を参考に、本件窓口までご存じの情報をご提供頂きますと幸いです。当事務所は、ご提供頂いた情報に基づき、不正行為等の存否を適切に検証するなど、その詳細を確かめるべく、必要性に応じた個別の事実調査を実施することがあります。

記

1. 情報受付期間

2019年7月25日から2019年9月30日

2. 情報提供の対象

- ・ 神戸新交通事案類似の特定の職員に対する便宜供与を疑わせる貸付金制度や給与の不正支給等の不適切行為
- ・ その他貴団体における不正行為一般（法令違反、社内規則違反等）
- ・ なお、上記いずれの場合であっても、本件窓口への情報提供時点で、不適切行為や不正行為等が存在することについて、確証を抱いている必要はありませんので、不正行為等の疑いや可能性を認識するにとどまる場合であっても、積極的に情報提供頂きますと幸いです

3. 情報提供可能な方々

貴団体の役員、従業員・職員（非常勤、派遣、アルバイトを含みます。）、貴団体の業務委託先の従業員・職員、及び貴団体の取引先等の関係者

4. 情報提供の方法

(書面での情報提供)

〒100-7036

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

長島・大野・常松法律事務所 「神戸市外郭団体等 情報提供窓口」

※上記宛先に任意の書式にてお送り下さい。

(電話での情報提供)

03-6889-8737 (平日 10:30~18:00)

※上記時間帯に直接お電話ください。なお、担当者が不在の場合はつながらないことがあります。

(メールでの情報提供)

Email : kobeshi_hotline@noandt.com

※上記 Email アドレスにメールをご送信ください。

上記いずれの方法であっても情報提供に際しては、神戸市の外郭団体等に関する情報提供であることをお伝え頂いた上、原則として、①氏名、②所属する団体、及び同団体における役職・部署、並びに③情報提供の内容をできるだけ詳しくご連絡下さい。また、窓口担当者が詳細な情報を確認できるよう、可能であれば、④折り返しの連絡先（私用の電話番号・Email アドレス等）についても、ご連絡頂けますと幸いです。なお、匿名による情報提供も受け付けますが、個別事案としての特定ができないなど、事案の概要が不明瞭になり当事務所による検証・事実調査が十分にできない場合がありますので、匿名をご希望の際は、ご提供頂く情報の具体性について、特にご留意頂けるよう、お願いいたします。

5. ご提供頂いた情報の取扱い

本件窓口に関して、情報提供を行った方の個人名については、当事務所限りとし、当事務所が適正な管理を行い、神戸市及び神戸市の外郭団体等に対して開示することはありません。ただし、ご提供頂いた情報の内容やそれに基づく当事務所による事実調査の結果等については、秘密を厳守することを条件に、貴団体及び神戸市その他貴団体の出資者に対して共有する場合がありますので、あらかじめご了承ください。特に、ご提供頂いた情報の内容そのものから、情報提供者が推認されてしまう場合等、共有可能な情報の範囲について、事前にご相談させて頂くことが適切な事案もあると考え

ており、そういった点を心配される場合には、当事務所から連絡がとれるよう、折り返しの連絡先（私用の電話番号・Email アドレス等）を忘れずにご連絡頂けますと幸いです。

以 上